4　改正前国共済法による退職共済年金（当該退職共済年金について改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定による支給の繰下げの申出を行っていない場合に限る。）の受給権を有する者は、同項の申出を行うまでの間において第一項に定める場合に該当するときは、同項に定める届書を連合会に提出しなければならない。

5　改正前国共済法による退職共済年金等の受給権者は、連合会から第一項の届書及びこれに添えるべき書類の提出を求められたときは、連合会の指定する日までにこれに応じなければならない。

（総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）

第二十条　国会議員等である改正前国共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　改正前国共済法による退職共済年金等の年金証書の記号番号

三　異動の事由及びその年月日

四　異動後の前条第一項第四号に掲げる事項

五　その他必要な事項

2　前項の届書を提出する場合には、同項第三号及び第四号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて連合会に提出しなければならない。

（国会議員等でなくなったことの届出）

第二十一条　国会議員等である改正前国共済法による退職共済年金等の受給権者は、国会議員等でなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　改正前国共済法による退職共済年金等の年金証書の記号番号

三　国会議員等でなくなった年月日

（障害の程度が増進したことが明らかである場合）

第二十二条　平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下この節において同じ。）第八十四条第一項に規定する財務省令で定める場合は、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものについては、平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のいずれか遅い日以後、改正後厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合（同項第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

2　平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第八十四条第一項に規定する財務省令で定める場合は、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものについては、平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のいずれか遅い日以後、改正前厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号又は同条第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

（改正前国共済法による給付等の支払未済の給付の請求に係る特例）

第二十三条　第十八条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済規則第九十七条第一項に係る請求を行う者が、同時に厚生年金保険法による給付について同一の事由による請求を行うときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による請求書及び同条第二項に規定する書類の提出は要しないものとする。

（改正前国共済法による年金である給付等の受給権者の異動報告に係る特例）

第二十四条　改正前国共済法による年金である給付又は旧国共済法による年金である給付の受給権者に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十二第一項及び第十八条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十二第二項（同項第三号及び第四号を除く。以下この条において同じ。）の届出並びに第十九条から第二十一条までの届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）について同一の事由による届出を行うときは、なお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十二第一項及び第十八条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十二第二項の届出並びに第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、これらの規定による届出書又は当該届出書又は当該届出書に添えるべき書類の提出は要しないものとする。

（改正前国共済法による年金である給付に係る離婚等をした場合における特例）

第二十五条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた年金である給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者について、平成二十七年経過措置政令第十五条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十及び第九十三条の十一の規定を適用するときは、当該年金である給付の額の改定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二に定めるところによるものとする。この場合において、同規則第七十八条の六第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては国家公務員共済組合連合会）」と、同項第三号イ中「、被保険者」とあるのは「、第二号厚生年金被保険者」と、同条第六項及び第七項中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」と、同規則第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」と、同条第三項中「第二号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。

（改正前国共済法による年金である給付に係る被扶養配偶者である期間についての特例）

第二十六条　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた年金である給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者について、平成二十七年経過措置政令第十五条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四及び第九十三条の十五の規定を適用するときは、当該年金である給付の額の改定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の三に定めるところによる。この場合において、同規則第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」と、同条第三項中「第二号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者」と、同規則第七十八条の二十第一項中「障害厚生年金」とあるのは「障害共済年金」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合（組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、国家公務員共済組合連合会）」とする。

第四節　平成二十四年一元化法附則第三十九条等の規定による退職一時金の返還

（平成二十四年一元化法附則第三十九条の規定による退職一時金の返還に係る申出）

第二十七条　老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）又は障害厚生年金（連合会が支給するものに限る。）について、改正後国共済法第三十九条第一項の規定による裁定（以下この条及び次条において「裁定」という。）を受けようとする者が平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者であるときは、当該一時金の返還方法その他必要な事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。